

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令要綱

### 第一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関する規定を整備する。（第一条関係）

### 第二 その他の政令の一部改正

改正法の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）について、所要の規定の整理を行う。（第二条及び第三条関係）

### 第三 施行期日等

- 一 この政令は、改正法の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとする。（附則第一項関係）
- 二 所要の経過措置を設ける。（附則第二項関係）